

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業（総合事業通所介護）契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 ライフワーク358
主たる事務所の所在地	〒250-0874 小田原市鴨宮549-4
代表者（職名・氏名）	代表取締役 野澤 美香
設 立 年 月 日	令和元年5月10日
電 話 番 号	0465-43-9859

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	カルム デイサービス	
サービスの種類	第1号通所事業（総合事業通所介護）	
事業所の所在地	〒250-0874 小田原市鴨宮549-4	
電 話 番 号	0465-43-9859	
指定年月日・事業所番号	令和元年10月1日指定	1492300361
実施単位・利用定員	1単位	定員10人
通常の事業の実施地域	小田原市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、第1号通所事業（総合事業通所介護）を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要支援状態となることの予防、要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（総合事業通所介護）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	日曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月31～1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時30分から午後4時45分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤 人, 非常勤 2人
介護職員	常勤 1人, 非常勤 3人
機能訓練指導員	常勤 人, 非常勤 1人

7. 管理者

事業所の管理者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者の氏名	野澤 美香
--------	-------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号通所事業（通所介護相当サービス）の利用料・・・基本部分，加算・減算の合計の額となります。

【基本部分】

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者負担		
		1割	2割	3割
事業対象者 要支援1	4,556円（1回につき）	456円	912円	1,367円
	18,789円（1月につき） ※1月の利用回数が4回を超えた場合	1,879円	3,758円	5,637円
事業対象者 要支援2	4,671円（1回につき）	468円	935円	1,402円
	37,839円（1月につき） ※1月の利用回数が8回を超えた場合	3,784円	7,568円	11,352円

上記の基本利用料は、小田原市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要領で定める金額であり、その金額が改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	加算額			
		基本 利用料	利用者負担		
			1割	2割	3割
若年性認知症 利用者受入加算	個別の担当者を定めた上で若年性認知症利用者へサービス提供した場合	2,508円	251円	502円	753円
生活機能向上 グループ活動加算	利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動を行った場合	1,045円	105円	209円	314円
栄養アセスメント加算	管理栄養士が介護職員等と共同して利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題の把握を行った場合	522円	53円	105円	157円
栄養改善加算	低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理を行った場合	2,090円	209円	418円	627円
口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施を行った場合	1,567円	157円	314円	471円
口腔機能向上加算Ⅱ	口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施を行った場合	1,672円	168円	335円	502円

加算の種類	加算の要件（概要）		加算額			
			基本 利用料	利用者負担		
				1割	2割	3割
サービス提供体制 強化加算Ⅰ※	別に厚生労働	事業対象者・要支援1	919円	92円	184円	276円
		事業対象者・要支援2	1,839円	184円	368円	552円
サービス提供体制 強化加算Ⅱ※	大臣が定める 基準に適合し	事業対象者・要支援1	752円	76円	151円	226円
		事業対象者・要支援2	1,504円	151円	301円	452円
サービス提供体制 強化加算Ⅲ※	ている場合	事業対象者・要支援1	250円	25円	50円	75円
		事業対象者・要支援2	501円	51円	101円	151円
生活機能向上 連携加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 (3月に1回を限度)		1,045円	105円	209円	314円
生活機能向上 連携加算Ⅱ	当該加算の算定要件を満たす場合 (1月につき)		2,090円	209円	418円	627円
口腔・栄養 スクリーニング加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 (6月に1回を限度)		209円 (1回につき)	21円	42円	63円
口腔・栄養 スクリーニング加算Ⅱ			52円 (1回につき)	6円	11円	16円
科学的介護推進体制加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合し ている場合		418円	42円	84円	126円
介護職員 処遇改善加算Ⅰ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算 減算の合計9.2%				
介護職員 処遇改善加算Ⅱ※		上記基本部分と各種加算 減算の合計9.0%				
介護職員 処遇改善加算Ⅲ※		上記基本部分と各種加算 減算の合計8.0%				
介護職員 処遇改善加算Ⅳ※		上記基本部分と各種加算 減算の合計6.4%				

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(注2) 特に記載のない項目については、1月につき加算される金額です。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件（概要）		減算額			
			基本 利用料	利用者負担		
				1割	2割	3割
送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		491円	50円	99円	148円
定員超過・人員基準欠如	当該減算の要件に該当した場合 (1月につき)		上記基本部分の30%減算 ※上記基本部分の70%を算定			

(2) その他の費用

食費	食事の提供をする場合，1食につき700円の食費をいただきます。
おむつ代	おむつの提供をする場合，1回につき100円の実費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって，利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について，費用の実費をいただきます。

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	支払い要件等
利用予定日の前日の午後5時以降	700円

(4) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、翌月請求書郵送時に同封させていただきます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の26日（祝休日の場合は直前の平日）に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の26日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 横浜銀行 鴨宮支店 普通口座 6094365
現金払い	サービスを利用した月の翌月の26日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター(又は介護支援専門員)及び小田原市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0465-43-9859 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	高齢介護課 地域包括支援担当	電話 0465-33-1875
	神奈川県 国民健康保険団体連合会	電話 045-329-3447

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター(又は介護支援専門員)又は当事業所の担当者へご連絡ください。

13. 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的計画に基づき、事業所の管理者を防火責任者として次のとおり必要な訓練を行っており、また、消防法上必要な設備を備えております。

防災訓練 年2回